

令和 3 年 2 月 3 日

保護者の皆様へ

緊急事態宣言延長に伴うおひさま保育園での運営方法（保育）について

新年を迎え 1 か月が経過しました。保護者の皆様には日頃より当法人の運営にご理解とご協力をいただき、感謝しております。

保護者の皆様には新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いをしているところですが、昨日、緊急事態宣言を 3 月 7 日まで延長するとの報道がありました。

緊急事態宣言下におきましては、おひさま保育園で行っている現在の対応を引き続き継続することといたしますので、お知らせいたします。

【現在の対応】

おひさま保育園全園で昨年 12 月 21 日に発出しました「新しい生活様式 4」に加え、更に本年 1 月 6 日に発出しました「1 月からのおひさま保育園での運営方法（保育）について」の対応を原則として 3 月 7 日まで延長いたします。

変更が生じたときは、速やかに一斉メールなどでお知らせして参ります。

なお、ご不明な点等ございましたら、各保育園にお問い合わせください。

一日も早い収束を願い、保育園として取れる感染防止対策を図って参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会福祉法人えどがわ
おひさま保育園 園長会